

「北海道食の安全・安心条例」をめぐる情勢

1 条例をめぐる情勢

(1) 社会経済情勢の変化

- ・ 新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴う食習慣の変化
- ・ 食品や生産資材、燃料等の価格高騰
- ・ 食料安全保障の強化の必要性の高まり
- ・ S D G s や「ゼロカーボン北海道」の達成に資する環境負荷低減の取組に関する必要性の高まり
- ・ 国内人口の減少や少子高齢化等に伴う国産農産物の需要減退の懸念
- ・ 物流体制の維持・強化に関する必要性の高まり
- ・ E P A / F T A を通じた国際的な経済連携の動きの広がり

など

(2) 食の安全・安心を取り巻く状況

○ 第4次計画期間中における食に関わる主な出来事

- ・ ゲノム編集技術を活用した農作物の販売開始（R3：高GABAトマト）
- ・ 道内の家きん飼養農場で高病原性鳥インフルエンザが発生（R4：6戸）
- ・ 加工食品の原材料や原料原産地に関する不適正な表示

など

○ 食品の安全・安心の確保に係る法令、基準等の制定・改正

- ・ 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の一部改正（R3）
- ・ 食品表示基準の一部改正（加工食品の原料原産地表示義務に係る経過措置期間終了（R4）、遺伝子組換え食品表示制度の改正（H31）及び施行（R5））
- ・ 改正食品衛生法（HACCPの制度化など）の完全施行（R3）
- ・ みどりの食料システム戦略の策定（R3）及びみどりの食料システム法の施行（R3）

など